

公立大学法人名桜大学施設整備検討委員会規程

(平成27年3月10日制定)

(設置)

第1条 この規程は、名桜大学（以下、「本学」という。）の教育研究活動等に求められる施設の整備・活用の方針について、全学的立場から検討するため、公立大学法人名桜大学施設整備検討委員会（以下、「委員会」という。）の設置について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設運用・整備及び土地整備に係る基本方針、将来計画、実施計画及び施設の有効活用（評価を含む。）等に関すること。
- (2) その他施設整備及び土地整備に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 国際学群長、人間健康学部長
- (3) リベラルアーツ機構長
- (4) 国際文化研究科長、看護学研究科長
- (5) 附属図書館長
- (6) 環太平洋地域文化研究所長
- (7) 地域連携機構長
- (8) 事務局長
- (9) 総務企画部長
- (10) 財務部長
- (11) 教務部長
- (12) 学生部長
- (13) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条に規定する第13号委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条の第13号委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名する者をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会が必要と認めるときは、関連する事項を調査・検討するために、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

3 専門委員会に関し必要事項は、委員会において定める。

(協力依頼)

第9条 委員会は、本学の関係する組織及び構成員並びに関係者に協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、財務部施設課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成27年3月10日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月1日)

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月27日)

この規程は、平成30年12月27日から施行する。

附 則 (令和元年6月3日)

この規程は、令和元年6月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。